

令和7年御宿町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示	1
第 1 号 (2月20日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
町長挨拶及び提案理由の説明	5
会議録署名人の指名について	7
会期の決定について	7
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	8
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	9
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	11
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	13
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	16
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	17
閉会の宣告	20
署名議員	21

告示第4号

令和7年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和7年2月17日

御宿町長 原 宏

1. 期 日 令和7年2月20日
2. 場 所 御宿町役場議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分の承認を求めることについて
(南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について)
 - (2) 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 一般職の職員の給与等に関する条例等及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第3号について
 - (6) 令和6年度御宿町一般会計補正予算(案)第6号について

令和7年第1回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年2月20日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について)
- 日程第 4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例等及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第4号 御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第5号 令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第6号 令和6年度御宿町一般会計補正予算（第6号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	原 宏 君	教育長	前 森 勤 君
総務課長	田 邊 義 博 君	企画財政課長	埋 田 禎 久 君
産業観光課長	石 井 学 君	税務住民課長	金 井 亜 紀 子 君
建設水道課長	永 石 知 功 君	全町公園課長	伊 藤 広 幸 君
保健福祉課長	殿 岡 豊 君	教育課長	吉 野 信 次 君
会計室長	米 本 貴 志 君		

事務局職員出席者

事務局長	市 原 茂 君	主 事 長	谷 真 子 君
------	---------	-------	---------

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成7年御宿町議会第1回臨時会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和7年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会においても、インターネットにおいて議会中継を放送いたします。インターネット中継に際して個人情報の取扱いにご配慮をいただければと思います。

また、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時30分）

◎町長挨拶及び提案理由の説明

○議長（滝口一浩君） 次に、日程に先立ち原町長からあいさつ並びに議案の提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原町長。

○町長（原宏君） 皆さん、おはようございます。昨年12月24日就任いたしました、原宏でございます。就任から未だ2ヶ月に満たない新人ですが、宜しく願いいたします。

さて本日、ここに令和7年御宿町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

停滞の町から挑戦の町へ。みんなで考えて思い切って挑戦。ダメならまた考えて動く。今まで通りが通用しなくなった今の時代、何が正解なのかわからない状況では、町づくりには色々な知恵や力を必要としています。その為の新しい仕組みと協調関係を作ります。私は町民の皆様、職員、議会と一緒にやってまいります。

去る2月16日に「夷隅地区の未来を語る会」が開催されました。夷隅郡市2市2町の首長が集まり、個性ある地域づくりを進めつつ、今、大切なことは、一致団結して地域を維持発展さ

せることで、各々が競い合うより、広域での連携で目標に向かうということで一致しております。

また、今の御宿町の課題に対しては、公開討論会等を開催し、皆様や広い知見を持った方々、専門家の皆様と十分に議論を深めるため、新年度から対話の窓口設置を進めているところです。詳細については3月定例会でお話しできるようにしたいと考えています。

それでは、今臨時会に提案いたします案件は、専決処分の承認1件、条例案3件、補正予算案2件、計6件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議。

南房総広域水道企業団規約の変更に関する協議について専決処分を行ったもので、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月24日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

改正の内容は、南房総広域水道企業団の解散を見据え、解散に伴う事務承継等について定める条文を加えるものです。

議案第2号、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、特別職の職員の給与について所要の改正を行うものです。

議案第3号、一般職の職員の給与等に関する条例等及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、職員の給与について所要の改正を行うものです。

議案第4号、御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について。

行政組織機構の見直しに伴い、課の名称、分掌事務に変更が生じることから、本案を提案するものであり、課の名称を変更することに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものです。

議案第5号、令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算案第3号について。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに76万9,000円を追加し、補正後の予算総

額を10億4,925万1,000円とするものです。

内容でございますが、人事院勧告等に基づく給与条例の改正に伴い、人件費の調整措置を行うものでございます。

補正財源につきましては、国からの交付金、一般会計からの繰入金のほか、繰越金を充て収支の均衡を図りました。

議案第6号、令和6年度御宿町一般会計補正予算案第6号についてですが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに5,043万6,000円を追加し、補正後の予算総額を40億9,315万9,000円とするものです。

内容でございますが、国の物価高騰等に対応する追加施策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰重点支援給付金の一体支援事業に早期着手するほか、行政組織機構の見直しに伴う配置移動に要する経費の計上、人事院勧告等に基づく給与条例の改正に伴う、特別職及び一般職職員の人件費の調整措置を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議いただきご議決を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶といたします

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。3番、塩入健次君、5番、土井茂夫君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日限りとすることに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案1号専決処分の承認を求めることについて。南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、議案第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

千葉県の水道事業においては、令和8年4月1日より九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合を開始すべく、現在協議を進めているところでございます。統合後は、用水供給事業についても県企業局が直接経営を担うこととなっており、本件はこの統合に伴い、御宿町を含む南房総地域に水道用水を供給している南房総広域水道企業団が解散し、県企業局が事務を承継する見込みであることから、南房総広域水道企業団規約を変更し、同企業団の解散に伴う事務承継等に関する条文を加えるものでございます。

新旧対照表に基づきご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

この度の改正は、新たに第5章を設け、解散に伴う事務承継等として第14条に「事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法については、関係市町の議会の議決を経て行う協議をもって定める」と定めるものです。

なお、附則の施行日につきましては、令和7年4月1日となっております。

本件につきましては、本来であれば議会の議決をいただくところですが、議会日程の都合上時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4、議案2号特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第2号、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本改正案は、令和6年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を受け、御宿町においても月額給料の増額改定のための給料表の改正、賞与にあたる期末勤勉手当0.1月分増額改定及び各種手当の追加、改正を行うため、この度提案させていただくものです。

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定と関連がございますので、議案説明の前に、添付いたしました資料により、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告の内容、また、これらを受けての町の給与改定の内容についてご説明させていただきます。

それでは、議案に添付させていただきました資料をご覧ください。

御宿町の給与改定案の内容でございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容を踏まえ、同様の措置を講じようとするものでございます。

①給料表につきましては、初任給は大卒新卒ベースで2万3,800円引き上げとなり、若年層に重点を置き、引き上げを行うものです。

②期末勤勉手当の支給率については0.1月分の引上げを行い、令和7年度以降の支給割合では、期末及び勤勉手当それぞれを0.025月分、6月12月の支給割合においてそれぞれ引き上げ、年間で0.1月分の引き上げを行う内容となっております。

③地域手当につきましては、国の人事院勧告において、支給地域が都道府県単位への広域化が基本とされることになり、現在は0%ですが、千葉県の支給割合の4%を新たに支給するものです。

④扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を1万3,000円

に引き上げる見直しを令和8年4月までに段階的に実施するものです。

⑤通勤手当につきましては、現在の支給限度額の5万5,000円を15万円に引き上げるものです。

⑥管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜に係る支給対象時間帯を、現在の午前0時から午前5時までを午後10時から午前5時まで拡大するものです。

⑦住居手当につきましては、現在支給されていない定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員に新たに支給をするものです。

⑧管理職手当につきましては、今回の勧告の内容にはございませんが、令和7年度に水道事業の統合・広域化が開始することや、県内市町村の支給状況を鑑み、一律8,000円引き上げるものです。

⑨高齢層職員の昇給停止につきましては、現在55歳を超える職員は、良好な成績で勤務した場合1号給昇給としていましたが、地域手当の支給開始や、管理職手当の増額、県や他市町村の状況を踏まえ、勤務成績が特に良好な職員以外につきましては、昇給の停止を行うものです。

次は、任期付職員のうち特定任期付職員の期末手当の改定についての内容となります。

現在この特定任期付職員の採用はございませんが、国・県の勧告を踏まえ、令和6年度の期末手当を0.05月分引き上げ、年間3.4月分を年間3.45月分とするものです。また、令和7年度より、特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に支給していた業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給し、期末勤勉手当で年間3.65月とするものです。

続いて下段でございます。

これらの内容を踏まえ、特別職につきましては、直接人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の対象ではございませんが、勧告の趣旨を踏まえ、同様の改正を行うものです。

それでは、議案についてご説明いたしますので、お手元の議案書をご覧ください。

まず、第1条でございますが、令和6年12月分の期末手当として100分の220から100分の230に0.1月分改めるものです。

続いて、第2条関係でございますが、令和7年度以降の特別職の職員の期末手当については、6月、12月期の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げ、100分の225とするものです。

附則でございますが、施行期日に関する規定であり、第1条関係は公布の日から施行とし、第2条関係は令和7年4月1日から施行とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第5、議案3号一般職の職員の給与等に関する条例等及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第3号、一般職の職員の給与等に関する条例等及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本条例改正は、令和6年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、御宿町においても給料月額を増額改定のための給料表の改正及び賞与にあたる期末手当及び勤勉手当の支給率の改定、各種手当の改定を行うものでございます。

改正案は4条建ての構成となっており、内容につきましては新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

まず第1条関係ですが、令和6年度に支給する一般職の職員の給与等に関する条例の改正規定で、第19条第2項において、12月に支給する一般職の期末手当の支給率を現行の100分122.5から100分の127.5に、第20条第2項第1号におきまして、同じく12月に支給する勤勉手当の支給率を100分の102.5から100分の107.5に改め、年間で0.1月分の引上げを行うものです。

また、再任用職員につきましては、第19条第3項で、12月に支給する期末手当の支給率を

100分の68.75から100分の71.25に、第20条第2項第3号で12月に支給する勤勉手当の支給率を100分の48.75から100分の51.25に改め、年間で0.05月分の引き上げを行うほか、別表第1、行政職給料表を大卒初任給ベースで2万3,800円引き上げ、若年層の職員に重点を置き、給料月額を全体的に引き上げる、給料表の全部改正を行うものです。

8ページをご覧ください。

次に第2条関係は、第1条と同様に一般職の職員の給与等に関する条例の改正規定でございますが、第4条第7項において55歳を超える職員の昇給停止を定め、第10条第2項において配偶者に係る扶養手当の規定を削除するとともに、子に係る扶養手当の額を1人につき1万円から1万3,000円に改めるものです。また、第5項を設け改正前の第11条を含めた必要事項の定めを規則に委任いたします。

第11条の2は有料道路や新幹線等の特別料金を通勤手当の対象とし、支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げるものです。

第11条の4は、新たに地域手当の支給に関する規定を追加するもので、給料、扶養手当、管理職手当の合計月額を4%を支給するものです。

第19条と第20条の改正は、令和7年4月以降の期末手当及び勤勉手当について、6月12月の支給率を一般職の職員はそれぞれ0.025月分、年間0.1月分の引き上げを、再任用職員については6月12月の支給率をそれぞれ0.0125月分、年間0.05月分引き上げるもの。第21条の2は管理職手当の額を7級職、7級相当級、6級職、それぞれ8,000円増額するものです。第21条の3は平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給時間の始期を勤務実態を勘案し、午前0時から午後10時に拡大するものです。給料表の改正は、昇格時の給料の上昇幅を拡大させるため3級から7級の初号近辺の号給を省き各級の初号の額を引き上げるものです。

20ページをご覧ください。

第3条の改正は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を改正するもので、特定の分野で高度な知識や経験のある方を任期付きで採用する特定任期付職員の給料月額についても一般職の職員同様、全体的に引き上げを行うとともに、期末手当についても現行の支給率である100分の170を100分の175に改め、年間で0.05月分の引き上げを行うものです。本町では現在雇用はございませんが、今回の勧告等に合わせて改正するものでございます。

次のページの第4条は、第3条と同様に一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正で、令和7年4月以降、成績が優秀な特定任期付職員に支給できる業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編するとともに、年間の支給率を0.2月分引き上げるものです。

最後に附則についてでございますが、第1条はこの条例の施行日に関する規定で、公布日から施行するもので、令和7年度以降分の改正については令和7年4月1日から施行し、給料表の改正は令和6年4月1日に適用するものです。

第2条は適用関係の規定で、令和6年度の給与改定は遡及適用いたしますので、改定前の規定により支給されたものは、改定後の規定による給与の内払とみなします。

第3条は、人事院勧告及び県人事委員会勧告と同様に号給の切替えを行うものです。

第4条は、第3条の切替えに伴う号給の調整についての規定となります。

第5条は、扶養手当の経過措置を規定するものです。

第6条は、地域手当の経過措置を規定するものです。

第7条は、施行に際しての委任規定となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6、議案4号御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 議案第5号、御宿町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定に

ついてご説明いたします。

本案は、役場の組織機構の見直し、来庁者の利便性向上と、より効率的で機能的な執行体制の確立を図るため、課及び事務分掌について所要の改正を行うものです。

新旧対照表にてご説明いたしますので、議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。

まず税務住民課の事務分掌の改正でございます。保健福祉課から税務住民課へ、医療保険系の事務である（４）国民健康保険に関する事項と（６）後期高齢者医療に関する事項を移管いたします。これにより転出入手続きがより円滑化されます。

次に、建設水道課は、水道事業統合に伴い水道係を廃止するとともに、全町公園課の業務を追加し、課名を建設水道課から建設環境課に改編いたします。（６）上水道事業に関する事項を削り、全町公園課の事務を建設環境課へ追加するものです。

全町公園課は主に環境行政を所管しておりましたが、名称が抽象的でわかりにくい面がございましたので、業務の全てを建設環境課へ移管して、その課名及び分掌を削るものです。

保健福祉課につきましては先に申し上げましたとおり、医療保険系の事務を税務住民課へ追加することから（４）国民健康保険に関する事項（６）後期高齢者医療に関する事項（７）老人保健に関する事項を削り、（５）介護保険に関する事項を（４）へ繰り上げるものです。

附則でございますが、第１項で条例の施行日を令和７年４月１日と定め、第２項にて本条例の改正に伴い、改正の課名を引用している御宿町議会委員会条例の一部改正を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（滝口一浩君） ２番、岩瀬環樹君。

○岩瀬議員（岩瀬環樹君） 保健福祉課の（４）と（６）は、税務住民課に移管するという事で、（７）の老人保健に関する事項というのがなくなるということなんですか。これの理由をお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 老人保健につきましては、以前は老人保健法という法律がございまして、それに基づきまして健康教育ですとか各種検診そういうことをやっておりましたが、また老人保険法に基づいた老人医療というような医療保険制度をやっておりましたが、その法律が平成20年４月から高齢者の医療の確保に関する法律ということになりまして、75歳以上の医療保険については後期高齢者医療の方へ移管されておりますので、老人保健で行う事務が平成20年からなくなっておりました。ただ、すぐなくなったわけじゃなくてある程度の経過措置

がございましたので、今まで事項が入ってございましたが、全く業務がなくなりまして、いわゆる三大疾病ですね、昔は老人病なんて言われてたんですけど、それが今度は成人病になりまして、今では生活習慣病というような名前になりまして、それに基づきまして老人保健法が変わって廃止されているということが理由でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○石井議員（石井芳清君） 8番石井です。

今回の改正は町民の利便性に資するということで提案説明があったわけではありますが、ただ今関連にもなりますが、保健福祉課でありますけれども、ここは2つの事務が移管するということになるようでありますが、現在の職員数それから改正後の職員数はいかほどになるのかと。もう1点はですね、いわゆるあの一般的に今ワンストップという形で役場の窓口、多くの自治体で執り行われているようでありますが、御宿町はこの改定によりそのワンストップという概念と申しましょうか、サービスの形態についてはどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（田邊義博君） 保健福祉課の職員でございますが、今年度、令和6年4月1日現在で17人で事務を行っておりますが、この改定により介護健康班長を新たに増設したいと考えておりますので、1人追加の18人の体制でスタートしたいと思っております。それとワンストップの観点でございますが、現在も保健福祉課が2階と3階に分かれて3階の医療保険の部分は住民課の住民票を発行したり戸籍を発行してするところのすぐ隣にございます。その部分は課が変わっても動かすつもりはないので、その位置に留まるわけなんですけど、年度当初ですとか年度末の転出入の激しい時期は、あの辺がかなり廊下が混むということがございまして、少し保健福祉課の一部が下りる都合がありまして、フロアーが広く取れますんで、その点はちょっと緩和ができるのかなと思っております。ワンストップに関しましては、2階の方へヘルス事業を持ってきますので、子育て中のお母さん方そのようないろんな検診事業はいちいち上まで上がることなくそのフロアで済むと。また、子ども手当ですとか、その辺の事務もそこでできるようになりますので、全てワンストップでいくかというとなかなか難しい面もございまして、少しずつ改善して参りたいと思っております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案5号令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡豊君） 議案第5号令和6年度御宿町介護保険特別会計補正予算案第3号についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ76万9,000円を追加し、補正後の予算総額を10億4,925万1,000円と定めるものです。補正の内容につきましては、先ほど、ご審議いただきました、人事院勧告等に基づく給与条例の改正を踏まえ、介護保険特別会計支弁の人件費について、所要の補正を行うものです。

各費目の詳細につきましては、予算書の事項別明細書により説明させていただきますので、予算書6ページをお開きください。

歳入予算でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金ですが、歳出の地域支援事業に係る人件費の財源であり、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で6万9,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）で12万7,000円の追加です。

4款支払基金交付金ですが、国庫支出金同様、地域支援事業に係る人件費の財源として、7万5,000円を追加するものです。

5 款県支出金、2 項県補助金ですが、こちらも地域支援事業に係る人件費の財源として、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）について3万4,000円、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）に6万3,000円をそれぞれ追加するものです。

6 款繰入金ですが、総額25万7,000円の追加です。歳出予算の各費目に計上いたしました人件費に係る、一般会計からの法定繰入分について、それぞれ追加しております。

7 款繰越金ですが、14万4,000円を追加し収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算に76万9,000円を追加しております。

次に、歳出予算でございます。8 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費が16万円。3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業で27万9,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費で33万円の追加。いずれも、人事院勧告等に基づく給与条例の改正に伴い、所要の補正をお願いするものです。

以上、歳出予算に76万9,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、議案6号令和6年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 議案第6号、御宿町一般会計補正予算案第6号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ5,043万6,000円を追加し、補正後の予算総額を40億9,315万9,000円と定めるものでございます。

それでは予算書の内容についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算です。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税の1,368万6,000円は、収支の不足に対応するため普通交付税を追加するものです。

15款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の3,675万円は、物価高騰重点支援給付金事業に係る給付費および事務費分について追加するものです。

以上、歳入予算を、5,043万6,000円追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算です。

1款議会費から9款教育費における、2節給料、3節職員手当、4節共済費及び27節繰出金は、人事院勧告等に基づく給与条例の改正に伴い、特別職及び一般職職員に係る人件費の調整を行うものです。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務管理事務費の39万6,000円は、ネットワークシステム整備に要する委託料、3目財産管理費、庁舎管理事業の75万8,000円は、電話回線工事費59万円、ローカウンター等の庁舎用備品購入費の16万8,000円で、いずれも機構改革に伴う配置移動に付随する経費を計上するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰重点支援給付金事業（一体支援）の3,675万円は、国の物価高騰対策として、昨年12月に追加割当されたもので、令和6年度住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円の給付と当該世帯内の18歳以下児童について1人当たり2万円を加算するための給付費および事務費で、所要額をそれぞれ計上するものです。

以上、歳出予算を5,043万6,000円追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○石井議員（石井芳清君） 8番石井です。

11ページであります。社会福祉総務費の中の物価高騰重点支援給付金事業について伺います。ただいま事業内容について説明を受けたわけではありますが、対象者ですね、それからもう年度末後わずか1ヵ月余りとなりましたけども、実施時期ですね、ついて伺いたいと思います。それから同様の内容が過去にあったかと思いますが、どの程度執行できたのか、数字があればその辺のところも紹介いただければと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（殿岡豊君） まず私の方から今回補正予算でご提案させていただいております物価高騰重点支援給付金事業の対象者数並びに事務のスケジュール等でございますが、まず予算に計上しております非課税世帯の数で申し上げますと、1,100世帯相当を予算で計上させていただいております。これ1世帯あたり30,000円の給付のものでございます。またあの子ども加算につきましては、45人を予算の計上ベースとして試算をしております。12月末の段階での仮試算の実数で申し上げますと、今のところ一応対象世帯数が1,050件ほど。それから子ども加算については34人という実数で把握をしておりますが、この後詳細の精査をしまして、それぞれ対象と思われる方に通知を出して、最終の精査をする関係から予算といたしましては、先ほど申し上げた人数で計上をさせていただいております。また事務のスケジュールでございますが、今回この補正予算をご承認いただいた後は、いわゆるシステム回収等を早期に実施をさせていただいて、その後対象と思われる方について通知を出して返事をいただいた後に給付という形になります。具体的に給付、皆さんのお手元に届くお金として給付される時点といたしましては、令和7年度、いわゆる4月の末から5月になってしまうのではないかと想定をしております。対象の方に通知を出しますのは、基本的に令和6年の非課税世帯についてはもうすでに課税情報ですので把握はできておりますが、申告等において非課税の方、いわゆる世帯だけで皆さん非課税だったとしても遠隔地の家族の方に扶養に入っていた場合については対象外となってしまいます。そういうところを一旦課税ベースの非課税者の方に通知を出させていただいて、そういう扶養の実態があるかどうかの確認をした上での支給という関係がございますので、令和7年度の事務としては支給になるというようなスケジュールで考えております。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長（滝口一浩君） 以上で本臨時会の日程は全て終了しました。

ここで、原町長より挨拶があります。

原町長。

○町長（原宏君） 令和7年御宿町議会第1回臨時会の閉会にあたりごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会におきましては、6議案につきましてご審議いただき、議員の皆様方のご理解によりましてご決定いただき閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

2月も後半に入りますが、朝夕の気温の寒暖差が激しく、まだまだ寒い日も多いことと思います。議員の皆様方におかれましても、健康には充分ご留意くださいますようお願い申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 議員各位には、慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で、令和7年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

（午前10時18分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

年 月 日

議 長 滝 口 一 浩

署名議員 塩 入 健 次

署名議員 土 井 茂 夫